

CPEカリキュラム一覧表の見方・使い方

1. (意義)

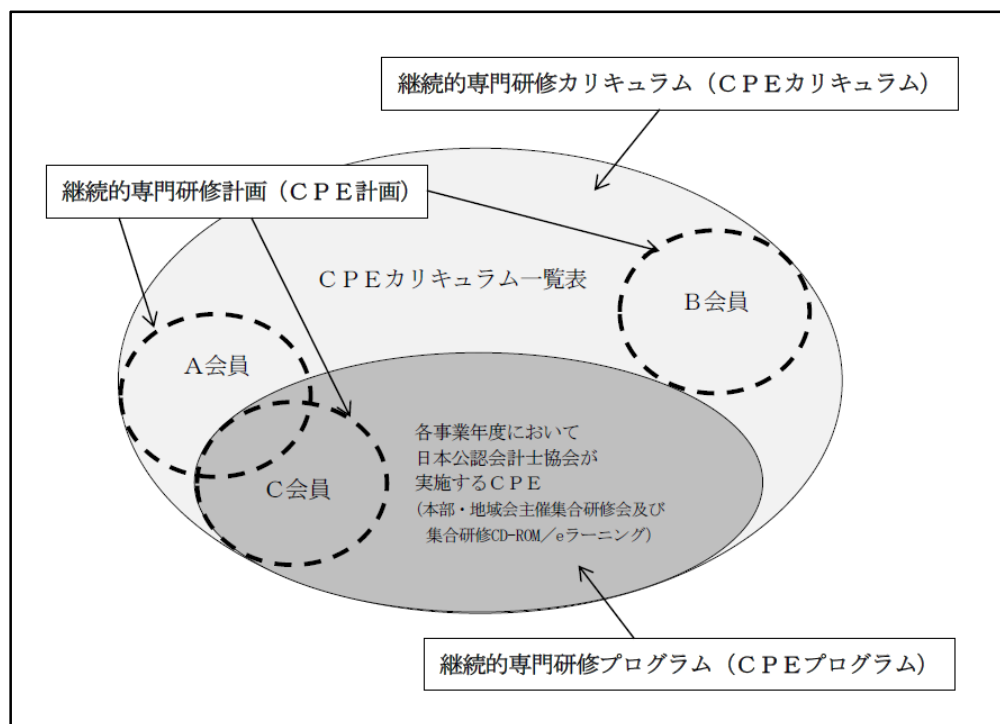
継続的専門研修(CPE)カリキュラムとは、公認会計士の資質の向上に資する研修項目を、日本公認会計士協会が提示したものであり、CPEカリキュラム一覧表に記載されている。

CPEカリキュラム一覧表は、CPEを実施するに際して、ここに掲げる研修項目のすべてを履修することを意味するものではなく、どの分野を履修し、どのような知識を得るかを把握するための道具である。

公認会計士は、CPEの計画の作成に当たり、自己の能力の向上に必要な研修分野や研修項目を把握するためにCPEカリキュラムを利用する。また、研修会を実施する者は、実施する研修プログラムが、CPEの目的に適うものであるかを確認するためにCPEカリキュラムを利用する。

2. (分類)

CPEカリキュラム一覧表は 公認会計士が具備すべき能力の「職業倫理」、「専門的知識」及び「専門的技術」を、1 倫理等、2 会計、3 監査、4 税務、5 コンサルティング、6 組織環境、9 スキルの研修分野に分類している。各研修分野の研修項目は、社会の要請、会計基準・監査規範の改訂等により適時に見直される。一覧表では、CPEの単位を取得できる研修項目(研修コード)を記載している。



※ 表中、ABCの会員は、CPEプログラム利用の違いによるCPE計画の例を示している。

3. (学習成果)

CPEカリキュラム一覧表の各研修分野の冒頭には、学習成果を示している。これは、実際の業務における専門分野や役割にかかわらず、公認会計士が具備すべき能力として達成することが要求される習熟度レベルである。

4. (研修コードの選定)

日本公認会計士協会の本部及び地域会、会員事務所において、集合研修を開催する者は、研修テーマを決めCPEカリキュラム一覧表に基づいた研修コードを選定するものとする。

講義内容が複数の分野または研修コードに関連する場合は、最も重点を置く内容の研修コードを選定するものとする。

5. (必須研修)

(1) 継続的専門研修制度に関する細則第 21 条第一号に定める職業倫理に関する研修科目は、研修コード 1001 に該当するものとする。

(2) 継続的専門研修制度に関する細則第 21 条第二号に定める税務に関する研修科目は、研修コード 4001 から 4999 に該当するものとする。

(3) 継続的専門研修制度に関する細則第 22 条に定める監査の品質及び不正リスク対応に関する研修科目は、研修コード 3001 から 3999 に該当するものとする。うち 2 単位以上は、不正事例研究（研修コード 3192）に該当する研修を履修しなければならない。

6. (研修項目における参考)

CPEカリキュラム一覧表の研修項目の例示に記されている内容や基準等の名称は、研修コードを選定する際の参考である。

7. (外部研修の認定)

外部機関が主催する研修について、当該機関がCPE認定研修の申請をする場合は、CPE協議会は、事前に申請事項に基づきCPEカリキュラムに適った内容及びレベルであるかについて審査する。

認定する外部研修には、研修コードを選定し、どの分野の研修であるかを明らかにするとともに、単位数を決定するものとする。

8. (更改)

各研修分野の研修項目は、社会の要請、会計基準・監査規範の改訂等により適時に見直される。

以 上